

ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の氏名
(電話番号)

大気汚染防止法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項）の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類		※施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。		

- 備考 1. ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
2. ※印の欄には記載しないこと。
3. 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
4. 届出書及び別紙の用紙の大きさは、函面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
5. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年月日	年月日
着手予定年月日		年月日	年月日
使用開始予定年月日		年月日	年月日
規模	伝熱面積 (m ²)		
	燃料の燃焼能力(重油換算 l/h)		
	原料の処理能力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)		
	変圧器の定格容量(KVA)		
	触媒に付着する炭素の燃焼能力(kg/h)		
	焼却能力 (kg/h)		
	乾燥施設の容量(m ³)		
	電流量 (KA)		
	ポンプの動力(KW)		
	合成・漂白・濃縮能力(kg/h)		

- 備考 1. 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
2. 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
3. ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号							
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～ 時 時間/回 回/日 日/月		時～ 時 時間/回 回/日 日/月			
	季節変動						
原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類						
	使用割合						
	原材料中の成分割合(%)	いおう分 カドミウム分	鉛分 弗素分	いおう分 カドミウム分	鉛分 弗素分		
	1日の使用量						
燃料又は電力	種類						
	燃料中の成分割合(%)	灰分	いおう分	窒素分	灰分	いおう分	窒素分
	発熱量						
	通常の使用量(1/h)						
	混焼割合						
排出ガス量(Nm ³ /h)	湿り	最大	通常	最大	通常		
	乾き	最大	通常	最大	通常		
排出ガス温度(℃)							
排出ガス中の酸素濃度(%)		最大	通常	最大	通常		
ばい煙の濃度	ばいじん(g/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	いおう酸化物(容量比PPM)	最大	通常	最大	通常		
	カドミウム及びその化合物(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	塩素(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	塩化水素(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	弗素、弗化水素及び、弗化珪素(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	鉛及びその化合物(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	窒素酸化物(容量比PPM)	最大	通常	最大	通常		
ばい煙量	いおう酸化物(Nm ³ /h)	最大	通常	最大	通常		
参考事項							

- 備考 1. 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
2. ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
3. ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
4. 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号				
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号				
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式				
設置	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
着手予定	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
使用開始予定	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
処理能力	排出ガス量 (Nm ³ /h)	最大		
		通常		
	排出ガス温度 (°C)	処理前		
		処理後		
	ばい煙の濃度	ばいじん (g/Nm ³)	処理前	
			処理後	
		いおう酸化物 (容量比ppm)	処理前	
			処理後	
		カドミウム及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前	
			処理後	
		塩素 (mg/Nm ³)	処理前	
			処理後	
		塩化水素 (mg/Nm ³)	処理前	
			処理後	
	弗素・弗化水素及び弗化珪素 (mg/Nm ³)	処理前		
		処理後		
	鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前		
		処理後		
窒素酸化物 (容量比ppm)	処理前			
	処理後			
ばい煙量	いおう酸化物 (Nm ³ /h)	最大	処理前	
			処理後	
		通常	処理前	
			処理後	
捕集効率 (%)	ばいじん			
	いおう酸化物			
	カドミウム及びその化合物			
	塩素			
	塩化水素			
	弗素、弗化水素及び弗化珪素			
	鉛及びその化合物			
	窒素酸化物			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等		時～時 時間/回 回/日 日/月	
	季節変動		時～時 時間/回 回/日 日/月	
排出口の実高さ H _o (m)				
補正された排出口の高さ H _e (m)				
排出速度 (m/s)				

- 備考 1. 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
2. ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
3. 補正された排出口の高さH_eは、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
4. ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

(6-3) 定形的添付書類

参 考 事 項

記載上の注意 1 届出等に係る工場・事業場の状況等について記載又は添付するものとし、番号は該当するものを○印で囲むこと。
2 届出書及びその別紙に記載又は添付している事項については、あらためて記載又は添付を必要としない。

届出等担当者 (連絡先)	氏名	所属 部課名	電話 FAX
公害防止管理者	1 要 選任 2 不要 のとき	職・氏名	試験又は 資格の区分
公害防止責任者	職・氏名		
従業員数	主 製 品 名	日本標準産業分類の 小分類番号・項目	
特定施設メーカー名		処理施設メーカー名	
特定施設が関係する製造工程の概要			
新規立地工場・事業 場事前協議	1 要 2 不要 のとき	事前協議 協議終了年月日	
特定施設等を 設置する土地	用途 地域	敷地 (既存面積 面積等 (新規・増加面積 m ² 登記地目)	
特定施設等を 設置する建物	新築 (床面積 m ²)	増改築 (床面積 m ²)	
工場・事業場 当初設置年月日	年 月 日	水質関係特定施設 当初設置年月日	年 月 日
めっき施設の設置等 に係る事前協議	1 要 2 不要 のとき	事前協議 対象物質 協議終了年月日	
排水先 (水質関係に係る届出書 に添付のときにのみ記 載)	複数の排水口があり、異なる用水路・河川に排出される場合にはその全てについて記載すること 排水の排出先の用水路名 () ↓ 排水の排出先の河川名 ()		
公害防止協定	締結 1 有 2 無	締結有 のとき 今回の特定施設等の 届出に関する事前協議	1 要 2 不要 事前協議 1 協議済 要のとき 2 協議予定
周辺における公害 苦情等の問題	現在解決して いない苦情 1 有 2 無	有のときは その区分 1 ばい煙 2 粉じん 3 汚水 4 悪臭 5 騒音 6 振動 7 その他 ()	

その他、別紙として次の書類を添付する。

- 工場・事業場の平面図 (建物、施設等の配置状況を記載し、今回の届出施設を朱塗すること。なお、汚水に関する届出等については、排水場の汚染状態を測定するための採水場所を記載、朱塗すること。)
- 工場・事業場の案内図 (工場・事業場に至る経路を記載すること。)
- ばい煙に関する届出書等については煙突立面図 (主要寸法及び測定孔の位置を記載すること。) 及び使用燃料の分析表
- 水質に関する届出書で特定有害物質を使用等する施設については、条例施行規則第17条の規定を遵守していることを明示した図面等